

# 世界のBSE発生件数の推移

資料4



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	6	190,668
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	3	5,978
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1,026)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(ドイツ)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(1,656)
(イタリア)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(74)
(スペイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1) <sup>注3</sup>	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) <sup>注4</sup>	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 <sup>注1</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 <sup>注2</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2

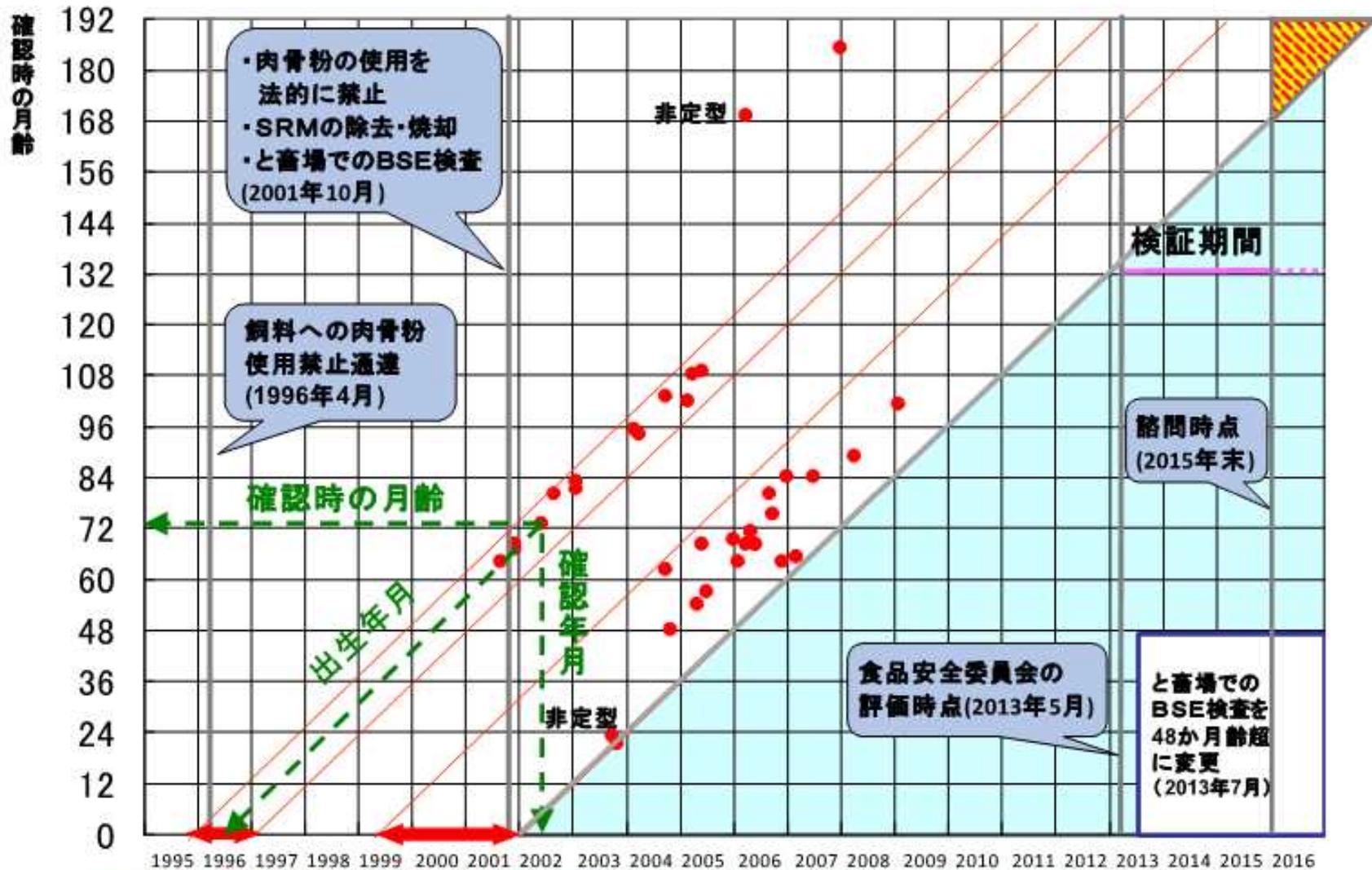
(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。 (注3) 輸入牛において確認されたもの。 (注4) うち2頭は輸入牛による発生  
 (注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



# ■ BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去・焼却義務づけ</li> <li>- 頭部(舌・頬肉以外)</li> <li>- せき髄</li> <li>- 扁桃</li> <li>- 回腸遠位部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉飼料完全禁止</li> </ul>	カナダ産: 禁止 米国産: 禁止	
H14. 6 H15. 5 H15. 12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・せき柱も使用禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布</li> </ul>		
H16. 2					
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッシング禁止</li> <li>・OIEで「管理されたリスクの国」と認定</li> </ul>	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・30か月齢超のせき柱使用禁止</li> </ul>			
H25. 4	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去・焼却義務づけ</li> <li>・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄</li> <li>・全月齢の扁桃、回腸遠位部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OIEで「無視できるリスクの国」と認定</li> </ul>	30か月齢以下	フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開
H25. 7 H27. 3	48か月齢超	頭部の皮を除外			
H28. 6	めん羊・山羊12ヶ月齢超検査を廃止	めん羊・山羊のSRM変更			

# 日本のBSE検査陽性牛の出生年月と確認年月



**確認されたBSE検査陽性牛の出生年月の範囲**

強化飼料規制導入年から11年経過  
BSE感染牛の最終誕生年から11年経過

確認年月と出生年月

- 縦軸は牛の年齢(月齢)、横軸は年月で、点は確認された年月と、その時の月齢を示している。
- 斜線は牛の成長を示しており、点から斜線を左下に辿り横軸と交わった点はその牛の出生年月を示す。
- 灰色領域は、飼料規制強化後の出生コホートを示す。

## ■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	48か月齢超	-	-	72か月齢超(注3) (15か国で すでに廃止)	- (注4)
発生状況 調査(注1) (高リスク牛(注2))	48か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛 の一部	30か月齢超の 高リスク牛 の一部	48か月齢超の 高リスク牛	30か月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

## 厚生労働省からの諮問(2015年12月)

### 【諮問事項】

### 今回の評価

#### 1 検査対象月齢

食用にと畜される健康牛のBSE検査について、現行基準(48か月齢超)を継続した場合と、廃止した場合のリスクを比較

※と畜場でのBSE検査対象は、24か月齢以上の牛のうち、①生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び②全身症状を呈するものとする

#### 2 SRMの範囲

飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要⇒今回は評価(変更)しない

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較

# 食品健康影響評価(1)

## 【BSEの状況と人への感染リスク】

- 前回評価(2013)以降の検証の結果、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年評価書の評価は妥当
  
- 非定型BSEについて知見を整理
  - 疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連を示唆する報告はない
  - 非定型BSEの発生頻度は極めて低い
  - H型について、動物実験では人への感染の可能性は確認できない。L型について、SRM(特定危険部位)以外の組織の感染性は極めて低い。



牛群のBSE感染状況、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程での措置に加え、種間バリアの存在を踏まえると、SRM(脳、せき髄など)以外の牛肉等の摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い

## 食品健康影響評価(2)

### 【評価結果】

現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる

#### □ 飼料規制の重要性

飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛(※)を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要

#### □ 全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査の適切な実施

生体検査において、24か月齢以上の牛のうち、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要

#### □ 今後、特に非定型BSEに係る最新の知見についても、引き続き収集する必要

※ 中枢神経症状を呈する牛、歩行困難牛、死亡牛など

